

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。なお、(設例)に登場する政令及び規則の違法性については論じる必要はない。

(設例)

A県教職員組合Xは、A県のY市立B中学校において平成30年10月13日(土)と翌14日(日)の2日間にわたり第68次A県教育研究集会(以下「本件集会」という。)を開催することとし、同年9月27日、B中学校の校長CにB中学校の学校施設の使用許可申請書を提出した(以下この行為を「本件申請」という。)

B中学校の管理者であるY市教育委員会が定めるY市立学校施設使用規則は、「学校施設を使用しようとする者は、使用日の1週間前までに学校施設使用許可申請書を当該校長に提出し、Y市教育委員会の許可を受けなければならない」と定めている。同規則は、学校施設は、市教育委員会が必要やむを得ないと認めるときその他所定の場合に限り、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができるとしているが、①施設管理上支障があるとき、②営利を目的とするとき、③その他市教育委員会が学校教育に支障があると認めるとき、のいずれかに該当するときは、施設使用の許可をしない旨定めている。このような定めは、地方自治法238条の4第7項、学校教育法137条、学校施設の確保に関する政令(「学校施設令」と略してよい。)1条、3条1項2号を受けて定められたものである。

A県教育研究集会は、Xの労働運動としての側面も強く有するものの、教育現場において日々生起する教育上の問題点について、各教師ないし学校単位の研究や取組みの成果が発表、討議の上、集約される一方で、その結果が教育現場に還元される場ともなっており、教員らによる自主的研修としての側面をも有している。教育研究集会の中でも学校教科項目の研究討議を行う分科会の場として、実験台、作業台等の教育設備や実験器具、体育用具等、多くの教科に関する教育用具及び備品が備わっている学校施設を利用することの必要性は高く、他の公共施設を利用する場合と比べると本件集会の分科会活動にとっての利便性に大きな差がある。こうしたことから、Xは前回の第67次A県教育研究集会まで全て学校施設を会場として使用してきており、A県ではA県教育研究集会のための学校施設の使用が許可されなかったことはなかった。

ところが、Y市教育委員会は、過去に他県で教育研究集会の会場とされた学校に右翼団体の街宣車が来て街宣活動を行ったため学校周辺地域が騒然となり周辺住民から苦情が寄せられたことがあったとして、今回は本件申請について不許可とした(以下、この処分を「本件不許可処分」という。)。Y市教育委員会がXに交付した本件不許可処分の通知書には、不許可理由として、B中学校及びその周辺の学校や地域に混乱を招き、児童生徒に教育上悪影響を与え、学校教育に支障を来すことが予想されると記載されて

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

いた。

しかし、本件不許可処分時点で、本件集会について具体的な妨害の動きがあったわけではなく、また、本件集会の予定された日は、休校日である土曜日と日曜日であったことから、Xは不許可理由に納得できず、Xの刊行物にY市教育委員会に対する批判的な内容の記載がなされるなどXとY市教育委員会の対立関係が影響しているのではないかと疑い、本件不許可処分に対して訴訟を提起することとした。

問(1) (配点:50点)

下線を引いた部分の条文に照らして学校施設の使用許可に裁量が認められることを説明しなさい。解答にあたっては下に掲げる条文を適宜引用すること。

問(2) (配点:50点)

原告Xの代理人の立場に立って、本件不許可処分が違法であるとの主張をまとめなさい。なお手続上の瑕疵はないものとする。

(参考)

地方自治法 (抜粋)

(公有財産の範囲及び分類)

第238条

<1~3項 略>

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第238条の4

<1~6項 略>

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

<8~9項 略>

学校教育法 (抜粋)

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

学校施設の確保に関する政令 (抜粋)

(この政令の目的)

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

第1条 この政令は、学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止し、もつて学校教育に必要な施設を確保することを目的とする。

(学校施設の使用禁止)

第3条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 法律又は法律に基く命令の規定に基づいて使用する場合

二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合

2 管理者又は学校の長は、前項第2号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。